

A・ザイス＝インクヴァルトと 〈ゲルマン帝国〉

—— 中・東欧の国民国家形成を巡る一考察 三 ——

梶原克彦

はじめに

現代世界において、移民や難民の存在は多くの耳目を集め、政治経済上、そして学問上の論点を形成している。そこでは、様々な問題点が指摘され、その多くに国民国家という近代の仕組みと外国人の存在が齟齬をきたしている状況に逢着する。

第一に権利に関する議論でその様子が見えてくる。これは、人権に照らした場合、国民と「外国人・移民」との間に差別があることを巡ってくり広げられている。例えば、民主主義はその担い手を往々にして国民とすることについて暗黙の了解としてきたが、外国人参政権の問題はこれに対して原理的な問いかけをなす。また庇護権の問題は、事実上の「無国籍人」となった人々の扱いをめぐるものである。一方ではこれは、国家を持たない人間の権利は誰が保証するのかといった問題提起をなし、人権の名宛人に選別と序列化は認められないとする姿勢をみせるものがある。他方で、国民ならざる人間に福祉や幸福のパイの配分をすべきか否かの判断に関わり、庇護権の「濫用」に対する批判を行うものもある。第二に、領域にまつわる論点がある。人の移動の活発化は、文化的に異質な者同士が衝突する可能性を高めることになる。これは、政治上の領域設定と人間の活動範囲との食い違いという事態であり、グローバル化・ボーダレス化によって移動する人間の絶対数が増大したことは、この事態を深刻化し

ていくだろう。

つまり、外国人の存在が問題化する国制上の原因は、現代国家が、第一に人権の対象として国民を圧倒的に念頭におき、第二に文化的に均質な住民を一定の領域内にコントロールする、そのシステム上の特徴にあるだろう。これらはH・アーレントの言い方では「民族、領土、国家の三位一体」たる国民国家の特徴である。現代においても三つの要素がいまだなお強力であるのは容易に見て取れる。国家はまず何よりも自国民の味方であり、自国民の権利保障に腐心するものである。さらに、グローバル化の時代に国家は手狭であり、現状に合わず、その後退が語られつつも、いまだこれに多くを負っている厳然たる事実がある。言語一つをとって見てもそうだろう。国民国家は、自国民の人権を尊重し、それに必要な様々な諸政策を実施する責任を「グローバル時代」にあっても確実に有しているのである。

しかし、それでもなお現在の社会の仕組みと国民国家原理の不整合を指摘する声は多い。例えば、国家には安価な労働力の供給地、生産物の製造地、消費の場としての役割が期待されるのに対して、人口動態の変化（少子化と高齢化）は、一国家の内部でこれらをまかなうことを難しくする。かような国民国家の限界とも指摘される状況とあいまって、国民国家を超える動きや国民国家によらない非国家的動きは人々の関心をかきたてていよう。前者にEUなどを超国家組織や広域秩序構想の実験として含ませる者もいれば、後者としてNGOや民間組織の活動などを、あるいは地域主義の擡頭を挙げる声もある。さらには、これまで政治的権利の担い手とされてきた国民を相対化したり、乗り越えたりしようとする動きも散見される。EU市民の考え方にもそうした点が認められ、これは、これまでの国民的諸権利を持ったまま、その適用範囲をヨーロッパ大に拡大せんとするものである。

いずれにしても、これらの動きには近代国民国家の仕組みに対する反省、批判が含まれている。近代国家のオルタナティブとして、古今の帝国に注目する学究もそうした流れに棹さすものだが、A・ネグリとM・ハートは『〈帝国〉』のなかで近代国民国家批判を展開している¹⁾。彼らは、国民国家を超え、領土

と切り離された新たな政治秩序の到来としての〈帝国〉と、まさにこれが国民国家を衰退させることで生み出している対抗勢力たるマルチチュードとの拮抗のなかに、新たな政治の在り方を見てとる。その主張に対する賛否はともかく、彼らは、先にふれた「民族・領土・国家の三位一体」のありようを批判しているのである。もっとも、彼らは、マルチチュードによるグローバル民主主義の可能性を模索しているように、政治体制としては近代のプロジェクトを未完として、この赤字解消を求めている。この民主主義の是認という点で、彼らの国民国家批判は現代見受けられる他の動きと価値観を共有しており、19世紀から20世紀中葉にかけて繰り広げられた国民国家批判とは一線を画しているといえよう。

かつての国民国家を否定する動きは、国民国家の狭小さを解消すべく、拡大の論理をもって臨んだ。とりわけ西欧への対抗という文脈の中で、中・東欧においては、実に様々な形態や方法による広域秩序の試みが提示された。国家連合や連邦制などの国制の模索、中央ヨーロッパ全域を包括する秩序構想など、これらは政治体のあり方を変更することで、国民国家を超えることを企図していた。その際、多民族国家のように民族を政治の担い手とする点では従来の国民国家モデルと共通するものがある一方で、ちょうどネグリヤハートのように、新しい政治体と合わせてそこに居住する人間類型も同時に示唆するものもあった。

筆者はこれまで大戦間期オーストリアのカトリック系政治家について、とりわけその国家論を論じてきた。ザイベルやシュシュニックといったカトリック系の政治家に共通していたのは、広域秩序であるライヒが各々の国民国家批判の思想に靈感を吹き込んでいたことだった。政治の担い手についてみれば、彼らは国民国家モデルと同様に民族を念頭に置いており、多民族国家のように、民族の範囲と国家の範囲とが重ならない政治体を模索した。これに対して、同じくカトリック系の流れに属しており、ライヒに広域秩序のインスピレーションを得つつ、これに人種論を組み合わせる者もいた。1938年のドイツ・オーストリア合邦に際してオーストリア首相として「墓掘り人」の役を演じることに

なったアルトゥール・ザイス＝インクヴァルトもそうした人物の一人であった。本稿では広域秩序形成とこれに対応した人間類型の提示例として、ザイス＝インクヴァルトの人種論に注目し、広域秩序形成の試みとしてのライヒ論と、そこで展開された人種論との関係を見る。とりわけ、双方に内在する近代批判の論理が、いかに国民国家のオルタナティブ提示という課題に応えるものであったかを検証していく。

第1章 人種という考え方

ヨーロッパで人種論の隆盛をみたのは19世紀後半であり、これは帝国主義の拡大と一致している。もともと人種概念は人類学の中から生まれ、人間を類型化することに主眼が置かれていた。しかし、社会ダーウィニズムの登場とともに、同時に序列化と選別の教説として流布することになり、とりわけ、ヨーロッパ列強が植民地支配を正当化する上で格好の論理を提供することになった。いわゆる文明化の使命や白人の責務とされた、「野蛮」で「未開な」者に対する不平等な支配は、有色人種に対する白人の人種上の優越を背景に抱えていた²⁾。

ところで、こうした帝国主義に見受けられる膨張への衝動や、人種主義に見られる自民族中心主義の傾向、そしてジンゴイズムの要素は、しばしば人種論はナショナリズムの一変種であるという見解を人々に抱かせてきた。例えば、小坂井敏晶氏が指摘するように、人種と民族はよって立つ原理が違うけれども、人間の認識が生み出す社会的な虚構という点では共通しており、これを敷衍すれば、前者が遺伝子をベースに、後者が文化や血統をベースにしているという違いも、人を類別する際の基準の違いに過ぎない、ということになる³⁾。

しかし、H・アーレントはそうした見解に対して次のように述べて、人種主義とナショナリズムとが対立するものであることを指摘し、さらに人種概念がナショナルな範囲を超えるものである点に注意を促している。「[人種イデオロギーとナショナリズムの] 同一視が誤りであることは幾度も、特にフランスの

歴史家たちによって言われてきた。人種主義はどこでもナショナリズムに対立する要因、ナショナリズムとあらゆる形の愛国主義の土台を掘りくずす要因である。……人種思想は最初からナショナルな性質の境界を、地理的境界であれ、言語的境界であれ、あるいは伝統的慣習によって決まっていた境界であれ、全く無視していた。ナショナルな政治の存在意義そのものを原理的に否定していたのである⁴⁾。』

アーレントは、国民国家の統合の原理を同質的住民と住民の政府に対する積極的な同意に見出し、ネイションは領土、民族、国家を歴史的に共有することで成立するとしている⁵⁾。ここで、彼女が描き出す国民国家は、E・ルナンが「日々の人民投票」というフレーズで言い表した国民像と同種のものであり、近代国民国家の特徴を備えたものを含意している。すなわち、政治体制としては民主主義であり、この民主主義を担う市民は同時に特定の政治体の民族であり、政治体の領域内で生活する者である。国家はこの領域内にあっては自民族の人権を保障し、政治的権利を付与する。一方で、諸民族の関係は、国民国家に備わった主権の概念と統治に対する人民の同意という論理からいって、支配・被支配の関係にはなり得ない。というのも、「ネイションは自分自身の法律を他とは違う自分たちだけのナショナルな実体から生まれたものとして把握していた。従ってその法律は自国の人民以上の範囲に国境を越えてまで適用力を持つとは主張できない。そして他方ではネイションの前提をなすのは、自国の国境を越えたところからは別の国の法律が始まること、そして人類を形づくる諸国民の家族の中では、相互理解と協定が可能であり必要であるということなのである⁶⁾。』

以上のような国民国家の特徴と民族の性質が植民地支配とは相いれないのは明らかである。植民地支配は常に国民国家の原理に抵触するからである。しかし、経済的領域の要請、つまり、ヨーロッパ列強の工業化に伴い、「経済に必要な膨張を国民国家の対外政策の基本とさせるほかはない」状況（ナウマンのいう「大企業と超国家組織との精神が政治を捕えてしまった」状況）にあって、政治体の拡大とそれに伴う支配の論理が模索されるようになり、そこに人

種論が台頭する契機があった。それゆえに、アーレントは帝国主義と人種主義の組み合わせは、国民国家とは対立する、と述べるのである。

国民国家を超えた労働者の団結といったように、階級運動もまた国民国家を超える（インターナショナルな）ことを目指すものであったが、第1次世界大戦をめぐる第2インターナショナルの顛末からも明らかなように、これは不首尾に終わった。これに対して、歴史、言語、居住地に全く関係なく、つまり、国家や民族をこえて、共通の「血」を共有する人々を包摂する概念である「人種」（種族意識）は、とりわけ海外に植民地を持つことに出遅れたことでヨーロッパの大陸内部に植民地を獲得しようとするドイツ、オーストリアに対して、格好の支配のイデオロギーを提供することになったのである。

広域秩序を求める動きは、植民地獲得競争に起因した第1次世界大戦ののちに、国民国家の行き詰まりと政党／階級社会の行き詰まりから、さらに国民国家への対抗概念としての側面を強く打ち出し、また実践の意味合いを強めていく。一方で、第1次世界大戦後に発生した難問、亡命者による大量の住民移動や、ヴェルサイユ体制下での少数民族問題の発生から、国民国家の機能不全と没落という事態が出来た⁷⁾。そこで見られたのは、国民国家の没落と言える状況であり、自国民以外に対する人権尊重はお題目としては可能だが、実際はあり得ないということだった。つまり、近代の形式的な「平等」が実体の無いものであることが暴露されてしまったのである。また、人々の移動に対して、領域の限定された国民国家は、なすすべがない（少数の帰化者とは異なり、大量の人々が一括帰化した場合、もともとと同質性が失われ、多民族国家化してしまうためである）。こうして、手狭な既存の領域を超えようとする動きは、近代の様々な制度を批判しつつ、さらに新たな政治体に住まう人間についても、これまでの民族を中心にしたものから、民族を超える人種の概念に接近していくことになる⁸⁾。19世紀末の植民地獲得競争下、国民国家の領域を超えて統治範囲が拡大していった際に様々な人種概念が提示されたのと同様に、大戦間期から第2次世界大戦中にドイツの領域が拡大するにつれて、人種は広域秩序たるライヒに住まう人間のカテゴリーとして前景に登場することになる。以

下では、大戦間期オーストリアで国民国家批判の文脈においてライヒ論が台頭していった経緯を辿りつつ、そこに人種論が組み合わせられるようになった様子を、アルトゥール・ザイス=インクヴァルトのライヒ論と人種論に注目しながら、検討していく。

第2章 「合邦」という選択肢の登場

大戦間期のオーストリアでは、独立が忌避される一方で、ドイツとの合邦（Anschluss）は国制上の選択肢として常に提示されていた。が、その状況はオーストリア=ハンガリー帝国の解体後にはじめて登場したものであった。

ドイツとの一体化を説く合邦に対して、19世紀以来、長らくオーストリアの国制プランだったのは、帝国の枠組みを維持し、オーストリアの独自性を保つことであった。19世紀にはヨーロッパで民族の独立を求める声が聞かれるようになり、中・東欧も国家と民族の問題が浮上した。イタリア統一やドイツ統一などにより、ヨーロッパの地図は大きく様変わりすることとなった。中・東欧に広大な領域を抱えていたオーストリアは、この時代の流れと共に領域の改編を余儀なくされた。その際、国制上の選択肢にも実にさまざまなものが登場したけれども、オーストリアは多民族国家であったことから、他の国々とは異なって、ナショナリズムの原理に基づく国制プランの提示は避けられることになった。たしかに急進的なドイツ民族主義派のように、帝国を解体してドイツ人居住地域をドイツ帝国に編入することを目論む者もいたが、しかし、多くの勢力は多民族国家を維持する方策を模索していた。そうした勢力のなかには、王朝を支持する保守層だけでなく、王朝勢力とは敵対するはずの社会主義勢力も含まれていた。それというのも、多民族国家における「階級」運動は、各民族の権利要求へとつながりやすく、社会主義運動の活動基盤たる国家そのものの消滅を引き起こす可能性があったからである。第1次世界大戦中に中欧論などの広域秩序論が唱えられることもあったが、多民族国家としてのオーストリアを維持しようとする動きは大戦末期まで国制の主流をなしていたのである。

この潮流は第1次世界大戦末期に帝国内の諸民族が独立を宣言する中で急速に力を失っていき、代わって擡頭した国制案がドイツとオーストリアの合邦であった。国制案の潮流が急転換した背景には、敗戦と帝国崩壊がもたらした精神上の打撃にくわえて、従来 of 経済圏崩壊による経済的困窮の結果、住民が「自分たちは単独では生きてはいけない」との考えを抱くようになったことがあった。このいわゆる「生存不能神話」に加えて、ドイツ系という民族上の共通性、あるいは、大経済領域の形成、といった様々な理由と思惑から、当時のオーストリアではドイツとの合邦が模索されていった。この意味において、合邦は国制史的に見れば新しい選択肢だったのである。

ところで合邦とはいかなる国家形態を求めるものであろうか。第1次世界大戦終結時に繰り上げられたような合邦運動は、その対象とする範囲についていえば、旧オーストリアのドイツ人居住地域をドイツと合体させることを求めている。この点に注目すれば、合邦は大ドイツ主義の実践となろう。これは、1848年にフランクフルト国民議会において提案されたもので、オーストリアのドイツ系住民の地域を帝国の他の領域から切り離し、他のドイツ諸邦と共に統一ドイツ国民国家を建設することを目指したものだ。合邦運動もドイツとの一体化を果たそうとするという点では大ドイツ主義と共通点を有している。とはいえ、これが果たしてドイツ国民国家の形成をもっぱら目指したものといえるか、この点には疑問符がつく。それというのも、実際のドイツとオーストリアの交渉の経緯から浮かび上がってくる合邦の姿は、単一国家（Einheitsstaat）としてのドイツ国民国家を目指しているのではなく、現在の欧州連合のように別々の国家が手を結ぶような国家連合や、歴史的に見ればウィーン体制からプロイセンによるドイツ統一まで命脈を保っていたドイツ連邦（Deutscher Bund）に近かったからである⁹⁾。たしかにこの時期に行われた合邦運動でも民族自決権の適用としてのドイツとオーストリアの合邦が謳われてもいた。しかし、この時、オーストリアにとって重要だったのは、旧オーストリアのドイツ人地域が統一国家に組み入れられることだけでなく、さらにオーストリアがそのなかで埋没することなく独自性を統一後も維持することであった。つまり、「ド

イツ」という言い方は、現在想起されるような国民国家としての一体性を表現しているというよりも、むしろ緩やかな諸国家の結合体に冠せられた地域名といったほうが相応しいかもしれない。したがって、合邦では、編入されたのちにその存在が消滅してしまう「併合（Annexation）」ではなく、対等合併によって形成されるような国家連合（Staatenbund）や分権度の高い連邦（Bundesstaat）、あるいはオーストリア=ハンガリーのような同君連合（Personal Union）が求められていたと言えよう。

第3章 独立の論拠としてのライヒ

いずれにせよ、両国の合邦はヴェルサイユ条約とサン・ジェルマン条約によって禁止され、画餅に帰すこととなった。もっとも、両国の間ではその後も、1933年にヒトラー政権が樹立されるまでは、関税同盟や制度の均一化（Angleichung）などのかたちで両国の統合を模索する動きが見受けられた¹⁰⁾。こうした隠された形で「合邦」を求める声は隠然として存在しており、社会民主党やドイツ民族主義派は、経済領域の確保や民族自決権の観点から両国の統合を支持していた。だが、この姿勢は責任ある国家運営の立場からすれば容認できるものではなかった。それというのも、財政基盤がきわめて脆弱だったオーストリアは、合邦放棄を確認することで国際借款を得ていたからである。

したがって、オーストリアの当局は、国内政治の安定を図る上でも、合邦に反論し、国制上のオルタナティブとして独立を提示する必要があった。その時、ドイツ・オーストリア合邦の論拠となっていた民族自決権に論駁が加えられたが、同時に、民族自決権に基づく国民国家体制に対しても批判が投げかけられ、その代替システムが検討された。ここに見受けられるのは、第1次世界大戦中にドイツ、オーストリア両国で叫ばれた「1914年の理念」に基づく西欧への対抗姿勢であった。たしかに戦後の中・東欧の国民国家体制への異議申し立てには、サン=ジェルマン講和条約の懲罰的色彩に対する反発が看取され、多民族国家の解体に現在の苦境の原因を見出してもいる。さりとて、民族自決

権の不公平な適用を是正し、これをオーストリアも行使することを要求するのであれば、同国は消滅しかねない。それゆえに、合邦論への対抗に見受けられる西欧への対抗姿勢と国民国家体制への批判は、単なるヴェルサイユ体制への反発でなく、国民国家原理が中・東欧の民族問題をむしろ悪化させたことを根拠とした、国制の次元での正統性の主張となってもいたのである¹¹⁾。そして、大戦間期の状況は、第1次世界大戦前に繰り広げられていた主張の正しさを示すかに思われた。それは、「真のドイツらしさ」を留めるオーストリアは国家と民族とが一致しない、多くの民族を包摂する広域秩序であり、これこそがフランスのように国家（Staat）と民族（Nation）を一對一で結びつける国民国家（Nationalstaat）の国制よりも優れている、とするものだった。

帝政期のオーストリアは「民族の牢獄」などと形容されるように、その国制は民族問題の元凶とも目された。が、第1次世界大戦後、多民族国家は解体し、そのあとにチェコスロヴァキアやポーランドなど数多くの国民国家が誕生したとはいえ、このことも決して民族問題の終焉を意味しなかった。また、国際連盟はかつての広域秩序に代わって少数民族の権利保障を行ったものの、その役目を首尾良く果たせなかった。こうした認識はオーストリアのカトリック系保守陣営の人々によっても共有されており、国民国家体制に代替するあらたな秩序がひろく模索されていた。その流れのなか登場したのが、やはり帝国解体以前と同様に、超民族的な広域秩序としてのライヒ（帝国）であった¹²⁾。しかもライヒを求める声は、1930年代に顕著となる近代批判の流れに棹さしていた。議会制や資本主義といった近代の政治経済制度が危機に見舞われ、これを乗り越えるべき政治・経済制度が探求されるようになると、「ライヒ」は近代国民国家へのオルタナティブとしての意味合いを強めていった。オーストリアのカトリック系保守陣営はこうした状況のなかで自国の独立を正当化するという課題に取り組んでいたのであり、その独立の正当性が地域秩序や多民族混在状況との関連から考察された所以もこの点に求められよう。

さて、1933年にドイツではヒトラーが政権を握ったことで、それまでどちらかといえば低調だったドイツ側からの合邦への動きは急速に強まった。同年、

オーストリア首相エンゲルベルト・ドルフスは、議会を停止し、権威主義体制の樹立に向けた動きを開始した。結果、他の政党同様、オーストリア・ナチス党は禁止された。翌年、ドルフスはナチスの武装蜂起により暗殺されたため、同じくキリスト教社会党出身のクルト・フォン・シュシュニックがその後継者となり、合邦に対抗して独立の正当性を謳うことになる¹³⁾。

シュシュニックは、オーストリアの正当性をその「真のドイツ性」に求めた。「真のドイツ性」の特質としては、分権性、多様性、超民族性などが挙げられており、この論理はかつて帝政期にドイツ第二帝政との対比で繰り返し主張されたものと共通していた。そこでは、プロイセン主導のドイツ帝国はライヒを名乗ってはいるけれども「単一民族からなる」国民国家であって、画一性が支配しており、「ドイツらしさ」から乖離している、とされた。これに対して、オーストリアは伝来の「ライヒ」の使命として、多民族性を堅持し、多様性を守り続けており、これこそが「ドイツ・ライヒ」の真の姿に適っているとされていた。

しかし、第1次世界大戦後のオーストリアは、ドイツ系住民が国土のほとんどを占めており、さらにライヒというには国土は手狭であった。民族上、住民構成が均質になり、小国になった姿は、かつての大帝国とは似ても似つかぬものだった。この状況にシュシュニックは、小国オーストリアの独立に有利なように帝政期の国家像、とりわけ「ライヒの理念」を作り替えることで対応した。伝統的な国家原理のなかで語られてきたライヒは、広大な領域秩序を意味しており、大国としての地位が前提となっていた。これに対して、シュシュニックはライヒの概念を換骨奪胎し、ライヒに物理的暴力とは無縁の精神的・文化的存在という表現を与えている。こうしてライヒから軍事的な要素を抜き取った帰結として、シュシュニックはライヒの担い手を「侵略意図などの疑念を他国に抱かせない国家」だけに限定した。ライヒをこのように読み替えることで、彼は、「ライヒ」を僭称するナチス・ドイツを批判する一方で、軍事的に非力な小国であるがゆえにオーストリアがライヒの創設に携わることができる」と主張するのである。ライヒをこのように読み替えることで、ライヒと国家

との関係は帝政期のそれとは異なったものとなる。政治的共同体の役目は国家（Staat）が担うこととなり、文化的・精神的・経済的共同体の役割をライヒが受け持つことになる。この意味において、シュシュニックの主張するライヒとは、現在の欧州連合のような国家連合としての側面を備えていたといえよう。

ところで、シュシュニックが独立の正当性を主張する時、小国の在り方を積極的に賞揚しなければならなかった点に、当時のオーストリア国内の世相が反映されていた。オーストリアが小国となって、爾来、オーストリア人のあいだでは小国としての在り方を否定する見解が多かれ少なかれ共有されてきた。さらに、オーストリアにドイツ文化の普及という課題を認める人々——それには合邦推進派も含まれた——にとって、この使命は強力な国家、あるいは広域秩序のなかにおいてのみ果たせるものだった。人々がドイツとの合邦支持に向かったのは、小国の「矮小性」に否定的な価値しか認められていなかったことの裏返しだった。だからこそ、シュシュニックは独立を主張する時に小国の意義についても言及したのであった。

いずれにせよ、シュシュニックの独立への訴えはナチスの侵攻の前に屈することになった。ドルフス暗殺後に緊迫したドイツとの関係は、オーストリアの後ろ盾であったイタリアの存在もあり、落ち着きを取り戻したかに思われた。しかし、イタリアのエチオピア侵攻を機に、ドイツとイタリアが接近することになり、オーストリアは1936年にドイツとの間で和解を図ることになった。この年に締結された7月協定では、オーストリアの独立が確認されてはいたものの、秘密議定書では国内のナチ派の釈放が記されており、漸進的なオーストリアのナチ化が進展するようになっていた。1937年の後半になると、ナチス過激派の動きが活発化し、こうした活動を抑えるために両国の首脳の間で直接会談が1938年2月にベルヒテスガーデンで催された。ザイス=インクヴァルトの内相就任、恩赦の実施、ナチ派の祖国戦線加盟などを含みつつもオーストリアの独立と内政不干渉が確認された。だが、3月9日にシュシュニックがインスブルックで独立の是非を問う世論調査を行う旨を公示したところ、これはドイツ側からの中止と最後通牒、ならびにシュシュニックの退陣とザイス=イ

ンクヴァルトの首相就任についての要求を呼び起こすことになった。結局シュシュニックは退陣したけれども、1938年3月12日にドイツはオーストリアに侵攻し、4月には「ドイツとの再統一」に関して国民投票が行われた。秘密投票とは決して言えない方法で行われたが、再統一への賛成は99.73%を獲得した。かくしてドイツ国民国家の道程は大ドイツ（Großdeutschland）という一つの終着点にたどり着くことになった。それは、1848年にフランクフルト国民議会でその姿が示されたが、その担い手を見いだせず、かのビスマルクもなしえず、第一次大戦終了直後にオーストリア人の多くが望んだにもかかわらず果たせなかったものだった。

第4章 併合からゲルマン帝国へ

シュシュニックの主張は、合邦への反論として展開されていたとはいえ、ドイツや他の中・東欧諸国と文化的・経済的共同体を形成するという契機を含むものとなっていた。この点は、一方では、広域秩序を志向する人々へ向けて、オーストリアの独立を否定することなくその要望を満たすプランを披露することになった。しかし他方で、独立と広域秩序形成を同時に訴える姿勢は、合邦案など他の広域秩序モデルとの違いを曖昧にしてしまう所もあった。実際、シュシュニック体制下でオーストリアの独立を支持した人々が、1938年の合邦を支持するといった状況が散見されることになった。ここに見受けられるのは、既成事実となった合邦の追認だけでなく、オーストリアの「国威」の発揚には広域秩序こそふさわしいとの思惑であった。第二次大戦後の歴史観では、この姿勢は「売国」的行為として糾弾されることになるが、当時の人々は合邦の成就にオーストリアの使命をする好機が再来した瞬間を見出したわけである。

こうした1938年の合邦をめぐる「愛国的」行為は、オーストリアの最後の首相としてヒトラーを迎えたザイス=インクヴァルトにも見受けられる点だった。彼は帝政期の1892年に現在のチェコ領にドイツ系住民として生まれた。やがて一家でウィーンに移り住み、ウィーン大学で法学を修めたのち、弁護士を

生業としていた。1931年よりドイツ・オーストリア民族同盟、シュタイヤーマルク防郷団、そしてナチス寄りの人物として活動することになり、1934年のナチス蜂起以降分裂した国内のナチス勢力のうち、穏健派と近い人物であった。彼は、合邦以前からドイツ側が内閣入りを要請したように、ナチスの同調者と目されており、合邦後は首相、オーストリア帝国総督（Reichsstaathalter）やがてポーランドで副総督、そしてオランダで帝国弁務官として赴任し、ユダヤ人政策に「辣腕」をふるい悪名を馳せることになった¹⁴⁾。第2次世界大戦後、彼はオーストリアをナチス・ドイツに売り渡し、果てはナチスの戦争犯罪に手を貸した罪人として、ニュルンベルク裁判の被告となり、結果、処刑された。

合邦へ至る経緯と彼がそこで果たした役割からは、彼がオーストリアを売り渡すために合邦を模索したとの印象をあたえるかもしれない。しかし、合邦後にオーストリアがその自立性を喪失していく過程で、彼は地方行政長官としてドイツ本国からやって来たビュルケルなどの連中とオーストリアの自立性やウィーンの地位上昇をめぐる争うこともあった¹⁵⁾。ザイス＝インクヴァルトがオーストリアの自立性を要求した背景には、一方では合邦の果実としてオーストリア国内の権力を掌握しようという思惑があったが、他方ではオーストリアの独自性、とりわけ中・東欧において果たしてきた特別な文化上の役割への自負が存在していた¹⁶⁾。そしてオーストリアの自立性を維持しようとする姿勢は、ドイツ軍進駐前の状況に関して言えば、ヒトラーが抱いていた合邦案とも合致していた。それは、ヒトラーを独逸両国の大統領とする一種の同君連合案であり、そこではオーストリアの自立性がかつてのオーストリア＝ハンガリーでの状況のように、保証されていた¹⁷⁾。つまり、この時点では「合邦」とは依然として、1918年から謳われてきたような、国家連合の形態だったといえよう。しかしながら、「合邦」はその後、ヒトラーを迎える熱狂的状况のなかで、オーストリアを吸収併呑する「併合」の様相を帯びていくことになった。オーストリアはその名称を失い、オーストマルク、さらにはアルペン・ドナウ大管区という地方行政単位になっていった。

合邦の現実とは併合となってしまう、当初の思惑とは異なってオーストリアの

独自性は剝奪されていった。にもかかわらず、ザイス=インクヴァルトは1938年の合邦に意義を見出していた¹⁸⁾。彼は、東・南欧へドイツが拡大し広域秩序を形成する契機として1938年の合邦を位置づけて、オーストリアのドイツ系住民がこの広域秩序形成において積極的に役割が果たせるとの見解をもっていた。彼は「オーストリアという概念はもともと、ドナウ領域の国家としての政治統合のことである。これは、ハプスブルク王朝のもとの、オーストリアのドイツ系住民が担っていたものであり、政治的に、指導する立場になかったとしても、事実上の業績を示していた」と述べ、オーストリアがそもそも広域秩序概念であったことを示唆し、さらにドイツ系住民がかつてのオーストリアで果たした役割について強調している。ここに浮かび上がる政治体を人間類型のビジョンは、多民族からなる広域秩序の中で、指導的立場として君臨するドイツ系住民といったものである。さらにそうした「オストマルク人はいつもライヒ理念の支持者であった。オストマルク人が分離主義者であったことは一度としてなかった。オストマルク人に想像もつかないのは、全ドイツ民族のうち、何らかのグループや何らかの土地が個別に固まって、国法的な意味において個別の独自の生活を送る、ということである」とドイツ系住民がライヒ理念の体現者であることを説く。ドナウ国家としてのオーストリアや大戦間期のオーストリアが国家や政治的枠組みとして消滅し、そしてビュルケルらはオストマルク人やザクセン人など特殊な枠組みではなく「ドイツ人」一般しか存在しないことを主張するのに対して、彼はオストマルク人に対して依然として強い矜持を有している。加えて、オストマルクの文化的使命は大規模領域であるライヒと共にあり、さらに東南欧への拡大の意義を主張していることから、大國志向の姿勢をうかがい知ることができる。そこでは、ドイツ民族の生存圏(Lebensraum)を作り出すことが現世代の課題とされており、ヴェルサイユ体制で劣位におかれたドイツ民族がその「血にふさわしく、そこにおいて発展しうる空間」を最終的に創出し確保することがうたわれている。ここには、ヒトラーの思想との類似点が見出される。ヒトラーによれば、アーリア人種の文化的使命は知的、文化的天分であるが、こういった使命があるからといって生存

競争を生き残っていけるかはわからない。それゆえ彼は人種育成活動と血の純潔を要請し、とくに人種の肉体的防御力と抵抗力の必要を説く。このアーリア神話と闘争原理の組み合わせから生存圏構想が出てくる。日々の食糧は人種生存の不可欠の条件であり、パンと食糧は土地に結び付いていた。ヒトラーによればこれまでの歴史的対決は、新しい生存圏の獲得戦争、つまり、土地の広さを民族の数に合わせる努力だった。こうした生存圏イメージは、闘争のための理論的基礎だけでなく、実際の東方支配（入植）に対する支配の正当性獲得機能も有していた¹⁹⁾。

ところで合邦が達成された段階ではドイツとオーストリアの領域が主たる広域秩序であったが、事態の推移と共にその範囲は広がりを見せるようになっていった。そして第2次世界大戦が勃発し、ドイツがヨーロッパのほとんどをその支配下に置くようになると共に、あらたな広域秩序と人間類型の組み合わせモデルが示されていった。ザイス＝インクヴァルトは、オランダで帝国弁務官であった1940年代に、第2次世界大戦とドイツによるオランダ統治の意義を様々な機会に明らかにした²⁰⁾。その際、彼は、かつてオーストリアの独立を肯定していたシュシュニックと同じく、近代の国民国家思想に対して反対の姿勢を明らかにし、これに対して「ライヒ」と「ドイツ民族」を強調していた。もともと、彼は政治理念上、オーストリアの「カトリック民族派（Katholisch-Nationalen）」に最も近く、そのグループの主張として総ドイツ的（Gesamtdeutsch）歴史観に裏打ちされた、普遍的秩序としてのライヒを志向する点に特徴があった²¹⁾。しかしいまや、彼は、そこに新しい人間類型の要素として人種概念を組み入れるようになった。ゲルマン人種によって形成されるライヒに、彼は19世紀の自由民主主義的な、国民国家思想を克服した至高の秩序を見出している。すでに確認したように、人種という概念は民族概念を超越する契機を有している。たとえば親衛隊指導者であったヒムラーの「大ゲルマン帝国」論について、原田一美氏は次のように述べている。大ゲルマン帝国の建設は「小ドイツ主義的なドイツ帝国の建設以降、ドイツやオーストリアで要求されてきた「大ドイツ帝国」ではなかった。彼の理想は、ドイツ人や

ゲルマン系の諸民族だけでなく、「種の類似した血」を持つ民族——スラヴ系を除くロマンス系、ケルト系などの諸民族——をもまとめ上げる「大ゲルマン帝国」であった。……この「大ゲルマン帝国」で支配民族として指導的地位を占めるのは、もちろんドイツ人だとされたが、ヒムラーは……ドイツ人の意識を「より高度な意識」——「ゲルマン的」であると同時に「ヨーロッパ的」でもある意識——へと高める必要があるというのである。このようなヒムラーの発想に明白に見られるのは、近代的国民国家の否定である²²⁾。」

ではザイス=インクヴァルトの場合、人種概念への接近がいかにしてライヒの拡大を積極的に支える論理の形成を可能としたのだろうか。彼は、ライヒの理念を超自然的なものと捉えたり、超民族的普遍的原理として理解したりすることは誤りであると述べ、ライヒは「血によって互いに結ばれた」ゲルマン人種がその自らの価値と責任を自覚することで成長する、と言う (S.17)。伝統的なライヒ思想やシュシュニックが解釈したような文化的ライヒの理念は退けられ、ライヒの基礎はもっぱら人種に求められるようになった。彼は人種概念をあらゆる人間のカテゴリーの上位に置き、個人、家族、部族 (Stamm)、民族、これらは全て人種の「血という最も深い生命の掟」に従うとみた。さらにライヒの政治秩序としての位置づけに関していえば、ライヒは国民国家以上の存在とされていた。大戦間期オーストリアだけでなく、ドイツ国民国家形成の歴史においても、1938年の合邦とそれによって誕生した大ドイツはすぐれて画期性を帯びていた。けれども、彼は大ドイツをゲルマン帝国の萌芽であり、ゲルマン帝国は単なる大ドイツの量的な拡大ではなく、全ゲルマン人種によって担われるべき一つの秩序である、としてこのライヒをより高次の存在とみなしていた (S.9)。つまり、オランダ人もドイツ人もゲルマン人となることで、このライヒを担うわけである。

ゲルマン人種を基盤に形成されるライヒは、その内部構造としては、個々の人種が生き生きとした生を送ることができるように、「平等」というリベラル・デモクラシーの原理ではなく、各自の能力と責任に応じて権利を認める「同権」の原理から形成される共同体となる。ここで彼は19世紀的な自由民主主義

下の「平等」が能力の低い者にも無理矢理に義務を課すことの不平等を指摘して、これを真っ向から否定し、階層的な権利の秩序を唱導する (S.41)。この関連から、階層秩序のなかでライヒやその指導者が優位であることを明言し、それゆえ、かつてのドイツ連邦のように、構成国が主権国家として対等な関係にあるものや、ある程度に分権を許容する連邦制的な国制を否定している。

ライヒと他の国々との関係、とりわけヨーロッパ内におけるライヒの位置づけについてみれば、ライヒ内部における階層秩序と同様に、ヨーロッパにおいても、横並びの近代国民国家秩序に代わって、階層秩序の形成が謳われている。この主張は、これまでも繰り返されてきた第1次世界大戦後の中・東欧秩序の批判と再編という課題ともあわせて考えられていた。やはり、批判の矛先はヴェルサイユ体制と国民国家システムに向けられ、後者についてはその形式的平等が槍玉にあげられている。彼によれば、アメリカ合衆国やスイスに範をとるヨーロッパ合衆国のような構想や国際連盟のようなものは、「まったくもってフランス革命の観念界から出現している血の通わない、現実離れした構築物」である (S.33)。これに対して、ザイス＝インクヴァルトは、ヨーロッパの各民族が発展を遂げれば、その「民族の経済能力、生物学的生命力、戦士的な強さ、そして文化的な能力」にしたがって、自分がヨーロッパ共同体のなかでどの地位を占めるべきか、おのずと階層化が生じる、と見ている (S.34)。ライヒはヨーロッパ共同体のなかで主導権を得るけれども、これはヘゲモニーではなく、したがってヨーロッパの諸民族 (Nationen) はヨーロッパ共同体の中で、個々の自立的性 (Souveränität) を守られるとしている。もちろん、ゲルマン系諸民族は指導的立場となるだろう。それというのも、彼らは文化上の業績における創造力、発展のためにライヒの空間を秩序づける能力、法や開明性、戦士の美徳を有しているからである²³⁾。多くの箇所で、彼はライヒが思弁などで成立するのではなく、力で成立することを主張する。議論よりも行動とする当時の反理性的な風潮がそこに示されており、反近代的な思潮とライヒ論との親和性があらわれていよう。

ザイス＝インクヴァルトの主張に、たとえばヒムラーなどが目指していた大

ゲルマン帝国の性格、構造と非常に類似した点を確認できる²⁴⁾。また、E・J・ユングなどが提唱した民族連邦制やC・シュミットの広域秩序構想などに見受けられる、国民国家を基盤とした国際秩序を超えた民族間秩序の模索とも通底しているだろう。つまり、こうした広域秩序構想の志向には、19世紀から広がっていった国民国家システムへの反発が共通して見受けられる。しかもそうした問題に対して、単に国境の修正という「対処療法」ではなく、国内外の政治経済システムをも含めたおよそ近代的なるものに対する全面的な「体質療法」のような変革をもって応えようとする姿勢を看守できる。したがって、これらの構想を抱いた人々はしばしば、国内にあっては自由や人権などの制限に向かったり、議会制の廃止を謳ったりした。現在は平和なヨーロッパの先駆とされる「パン・ヨーロッパ運動」においても、時のドルフス政権やムツソリーニへの接近からうかがえるように、近代の政治システムに対する全面的な意義申し立てといった側面をもっていたものである。こうした近代への反発に着目すれば、まったくその立場を異にする合邦論と独立論も当時の時代精神を共に反映した主張だったといえよう。そして、両者に見出される「民族と帝国」の組み合わせは、西欧、なかんずくフランスの国民国家思想への対抗理念であったゆえに、それが実践されるや国民国家秩序のような「平等」な国家関係でなく、ある階層化の形成は予想されるころであった。ただし、ドルフス―シュニニック体制で唱道された独立論の場合は、実際に対外的な動きを示すことはなかったけれども、オーストリアへの強烈な矜持のゆえに、同国の枠組みは消滅することはなく、かつての神聖ローマ帝国のような国家連合としてのライヒが念頭に置かれていた。これに対して、ザイス=インクヴァルトの場合、合邦後に人種論の洗礼を受けたともいえようか、伝来のライヒ思想よりもむしろ、ゲルマン人種という均質で、包括的な人間のカテゴリーが形成するライヒを求めるようになった。したがって、彼自身も、ライヒがヨーロッパ的秩序へと変貌した時、オランダ人に説いたように、オストマルク人からゲルマン人に「なった」のである。

お わ り に

「愛国」的な心情から発したザイス＝インクヴァルトの合邦論は、人種論の洗礼を経て、ナチス・ドイツによる苛烈なヨーロッパ支配を支える論理に行きついてしまった。こうした事態は、当初思い描いていた合邦の在り方が果たせず、現実を追認することで生じたともいえる。それはひとりザイス＝インクヴァルトだけでなく、ナチス体制下のオーストリアでしばしば見受けられるものだった。しかし、合邦に突き進んでいったそもそもの動機が、国民国家体制はもちろんのこと、民主主義、自由、人権といったおよそ近代的なるものへの批判にあったとすれば、こうした展開にもある程度の必然性はあったといえよう。ナチスの蛮行に対する反省をコンセンサスとし、第2次世界大戦後の独立を是とする歴史観からすれば、ナチス同調者の動きは自らの権力欲に突き動かされた愚挙以外の何物でもなく、否定されこそすれ、吟味の対象となるはずもない。

しかし、現代における様々な問題はおよそ80年前の彼らが逢着したそれと同種の問題であり、彼らの経験はわれわれが置かれている状況の困難さを浮き彫りにしてくれる。当時、移民、難民、無国籍者、少数民族といった国民国家の埒外に置かれた人々は、庇護権や帰化制度の崩壊により、人権の対象から漏れていくことになった。一方で、経済不況の打開を目指す人々にとって、国民国家の領域は余りに手狭であった。また、危機的状况の中で福祉のパイが縮小する時に、国民国家の論理に含まれる人権の名宛人となるような人間像、あるいはそうした人間の「平等性」は、——實際上、国民とそれ以外の人々という差別をはらんでいながら——誰を優先すべきかという問題にはっきりとした答えを与えるものではなかった。国民国家の論理がこれらの問題に答え得なかったのに対して、ライヒ論は広域秩序を、人種論はそうした広域秩序に住まう人々を秩序づける——近代の仕組みからすれば容認できないような——価値基準と論理を提供した。現在でも国民国家の黄昏が指摘され、グローバル化やボーダーレス化の兆候が散見される。もっとも、人権の尊重や民主主義といっ

た近代的な仕組みに対する世界的なコンセンサスもあり、かつてのように一挙に「近代の超克」を試みることはできないだろう。筆者の見るところ、現代世界における国民国家の問題への対処は、ネグリらが語る〈帝国〉との対立図式の中から人々が「マルチチュードになる」可能性よりも、近代国民国家の制度的枠組みを改変することが主流となっている。近代的枠組みのなかで、近代的生活の基盤を維持しつつ、いかにして近代国民国家の問題に対処するのだろうか。

付記：本稿はサントリー文化財団2010年度「人文科学，社会科学に関する研究助成」（「国際秩序変動期の「併合経験」に関する比較研究」研究代表者：梶原克彦）による研究成果の一部である。

-
- 1) アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート、水嶋一憲ほか訳『〈帝国〉—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003年。
 - 2) M・バーリー、W・ヴィッパーマン、柴田敬二訳『人種主義国家ドイツ 1933-45』刀水書房、2001年、22-41ページ。
 - 3) 小坂井敏晶『民族という虚構』東京大学出版会、2002年。
 - 4) ハナ・アーレント、大島通義・大島かおり訳『全体主義の起源2 帝国主義』みすず書房、1972年、62-63ページ。
 - 5) 同上、6ページ。
 - 6) 同上、8ページ。
 - 7) 同上、226、236、250-258ページ。
 - 8) もっとも、人種とライヒとの間には親和性があるが、双方が常に結びついているとはいえない。人種的発想が常に帝国を求めている訳ではないし、逆もまたしかりである。これはドイツの人種主義についてもあてはまるだろう。G・フレドリクソンが描くように、植民地化での先住民虐殺はドイツ統治下の南西アフリカでも生じた。つまり、ドイツの人種主義はユダヤ人だけに向けられたものではなく、劣等とされる者に対する攻撃性は、ヒトラーだけでなく、それ以前にも存在していた。フレドリクソンのこうした指摘が示すよう

- に、人種論は政治秩序構想とは無縁に繰り広げられることがある。けれども、人種概念が明らかに近代の市民概念と真っ向から対立するものであり、これに基づいて、異民族支配たる植民地統治や虐殺などの行為があったことがわかる。いずれにしても、人種は近代国民国家が住民として想定する人間のカテゴリーとは異質なものであり、明示的ではないにせよ、近代国民国家の在り方に対する批判を内在している、といえよう。参照、ジョージ・M・フレドリックソン、李孝徳訳『人種主義の歴史』みすず書房、2009年、111-113ページ。
- 9) 交渉の経過および内容については、矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究—中欧多民族国家の解体過程—』岩波書店、1977年、574頁、参照。
- 10) 参照、北村厚「1931年の独逸関税同盟計画—「パン・ヨーロッパ」と「アンシユルス」の間で」『政治研究』（九州大学政治研究会）50、2003年。
- 11) 大戦間期における少数民族問題については、以下を参照。水野博子「マイノリティを保護すること—国際連盟によるシステム化と支配の構図」高橋秀寿・西成彦編著『東欧の20世紀』人文書院、2006年、大津留厚編『中央ヨーロッパの可能性—揺れ動くその歴史と社会』昭和堂、2006年。
- 12) 大戦間期オーストリアにおける「ライヒ」への憧憬について、Gerald Stourzh, *Vom Reich zur Republik: Studien zum Österreichbewußtsein im 20. Jahrhundert*, Wien, 1990, 参照。また、次の文献も参照。石田勇治「帝国の幻影—神聖ローマ帝国からナチズムへ」山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編『帝国とは何か』岩波書店、一九九七年。小野清美『保守革命とナチズム—E・J・ユングの思想とワイマル末期の政治』名古屋大学出版会、2004年、第四章「ライヒ再建—中欧・ヨーロッパ新秩序」、木村雅明『帝国・国家・ナショナルリズム—世界史を衝き動かすもの』ミネルヴァ書房、2009年、参照。Cf. Jacques Le Rider, *La Mitteleuropa*, PUF (2e édition corrigée), 1996. 邦訳、ジャック・ル・リデー、田口晃・板橋拓己訳『中欧論—帝国からEUへ』白水社、2004年；Klaus Breuning, *Die Vision des Reiches: deutscher Katholizismus zwischen Demokratie und Diktatur (1929–1934)*, München, 1969; Franz Bosbach und Hermann Hiery (hrsg.), *Imperium-Empire-Reich: ein Konzept politischer Herrschaft im deutsch-britischen Vergleich*, München, 1999.
- 13) 以下のシュシュニクの思想については、さしあたり以下の拙稿参照。「K・v・シュシュニクと〈オーストリアの使命〉—中・東欧の国民国家形成を巡る—考察」（一）（二・完）『法学論叢』（京都大学法学会）151巻1号、151巻5号。
- 14) Cf. Rodomir Luza, *Austro-German Relations in the Anschluss Era*, Princeton University Press, 1975. Maurice Williams, German Imperialism and Austria, 1938, in: *Journal of Modern History*, Vol. 14, 1979, pp. 139–153. Idem, Some Reflections on Austro-Nazis and their Brand

- of Nationalism before and after Anschluss, in: *Canadian Review of Studies in Nationalism*, XII, 2, 1985, pp. 285–306. Wolfgang Rosar, *Deutsche Gemeinschaft: Seyss-Inquart und der Anschluß*, Wien, 1971.
- 15) 邦語では、末永信義「『オストマルクの使命』と第三帝国」『西洋史学』188、1998年。
- 16) Cf. Artur Seyss-Inquart, *Nationalpolitischer Lehrgang im Reichskriegsministerium, Montag, 23. Januar 1939*. In: Tuviah Friedman, *Die zwei Nazi-Bonzen, Seyss-Inquart und Hanns Rauter regierten in Holland während der Nazizeit 1940–1945*, 1995.
- 17) 邦語では、網川政則『ヨーロッパ第二次大戦前史の研究—イギリス・ドイツ関係を中心に』刀水書房、1997年、68頁、参照。
- 18) Cf. Seyss-Inquart, op. cit.
- 19) フランク=ロタル・クロル、小野清美・原田一美訳『ナチズムの歴史思想—現代政治の理念と実践』柏書房、2006年、49–54ページ。クロルはさらにヒトラーのゲルマン主義について触れ、ヒムラーらの「ゲルマン人種」賛美とは異なるヒトラーの「アーリア人種」観を説明している。ヒムラーらにとって、先史のゲルマン時代は憧憬の対象であるが、これに対して、ヒトラーはゲルマン世界には美德などの点で一定の模範を求めたにすぎない。ヒトラーにとってあくまで重要なのはアーリア人種であり、文化的にみた場合、むしろゲルマンは否定的な扱いを受けており、古典古代世界のほうが称賛されるべきである。
- 20) Artur Seyss-Inquart, *Idee und Gestalt des Reiches*, o. O., o. J. (プロイニングは1943年から44年のあたりとしている。以下本文中では本書の頁数のみ記す) ; idem, *Worum es geht: Worte an die Führer der H. J. nach einer Ansprache in der Akademie für Jugendführung am 14. Juli 1944*, o. O., o. J.; idem, *Vier Jahre in den Niederlanden: Gesammelte Reden*, Berlin/ Prag/ Wien, 1944.
- 21) cf. Breuning, op.cit., S. 256, Neuman, op. cit., S. 29.
- 22) 参照、原田一美「ヒムラーのアーリア人種観とその帰結—親衛隊による「血の選別」」藤川隆男編『白人とは何か？—ホワイトネス・スタディーズ入門』刀水書房、2005年、75頁。参照、クロル 前掲書、177–178ページ。
- 23) Seyss-Inquart, *Worum es geht*, S. 11.
- 24) 参照、クロル 前掲書、石田 前掲論文、その他、谷喬夫『ヒムラーとヒトラー—氷のユートピア』講談社選書メチエ、2000年。Cf. Frank-Lothar Knoll, *Die Reichsidee im Nationalsozialismus*, in: Franz Bosbach und Hermann Hiery (hrsg.), *Imperium-Empire-Reich: ein Konzept politischer Herrschaft im deutsch-britischen Vergleich*, München, 1999; Hans Fenske, *Das »Dritte Reich« Die Pervision der Reichsidee*, in: Bernd Martin, *Deutschland in Europa: ein historischer Rückblick*, München, 1992.